各小名、　二七名、

第四號ノ二

二、協約大中製造部職業ヲ得タル者ニシテ之ヲ紹介シタル者ニ對シ二圓ヲ支給スルコト

三、協約ノ職業ヲ得タル小中部徒ノ保護ヲ目的トシテ設立セラレタル協約保護事業ヲ行フ團體ニ對シ金五圓ヲ限度トシ其ノ設立ニ要シタル實費ヲ補助スルコト

四、酒樽製造業林業紹介所ニ於ケル紹介ヲ以テ就職シタル者ニ對シ其ノ雇入ノ日ヨリ滿一箇月ヲ經過シタル後金三圓ヲ支給スルコト

五、前各號ニ關スル事務ハ協調會ニ於テ之ヲ取扱フ

附則

一、本規程ハ大正八年四月一日ヨリ施行ス

一、本規程ハ大正八年四月一日ヨリ施行ス

一、本規程ハ大正八年四月一日ヨリ施行ス